

# 【重要】iDeCoご加入時のご留意事項

2018年5月の確定拠出年金法改正に伴い、今後お客さまのお手続き状況に応じて、掛金や移換金に対する配分指定ルールが変更されます。

今回の変更内容をご案内させていただきますので、対象となるお客さまにおかれましては、下記のご留意事項をご確認いただき、適切にお手続きいただきますようお願いします。

## 1 毎月の掛金に対する配分指定をされていない場合の取扱い

2018年5月に新規で口座開設された方（3月21日以降に加入された方）につきましては、毎月の掛金に対する配分指定（掛金配分指定）をされていない場合、『未指図資産』として現金でのお預かりとなります。お手数ですが、配分指定を必ず行っていただきますようお願いします。

※1 初回掛金の入金後、3ヶ月経過しても運用商品の指定がない場合、2週間の猶予期間をもって『りそな据置定期預金「フリー ポケット401k」』が自動的に購入されます。

※2 2018年4月以前に口座開設される方は、掛金配分指定をされていない場合、『りそな据置定期預金「フリー ポケット401k」』が購入されます。

## 2 移換金（りそなiDeCoに移した資産）に対する配分指定の取扱い

2018年5月8日（火）以降に移換金が入金される場合、次の取扱いとなります。

●掛金配分指定を実施済（入金日の3営業日前17:30までに登録済）の場合  
→掛金配分指定と同じ割合で商品が購入されます。

●掛金配分指定を未実施（入金日の3営業日前17:30に未登録）の場合  
→『未指図資産』として現金でのお預かりとなります。（上記記載※1の取扱いがされる場合、本未指図資産も同様の取扱いとなります。）

※3 2018年5月7日（月）以前に移換金が入金される場合、入金後に自動的に『りそな据置定期預金「フリー ポケット401k」』が購入されます。

## 3 配分指定方法について

『未指図資産』が発生した場合、運用指図によりご希望の運用商品をご購入ください。

運用指図の方法として、「スイッチング」と「商品別配分変更」があります。

以下の内容をご確認のうえ、必要なお手続きをお取りいただきますようお願いします。

### スイッチング

保有されている『未指図資産』を別の商品に預け替える手続きです。

→この場合、今後の掛金で購入する商品を指定する「商品別配分変更」が別途必要です。

### 商品別配分変更

掛金で購入する商品を指定する方法です。

→既に保有している『未指図資産』も同様の配分で指定した商品が購入されます。